

利 用 の 流 れ



STEP

1

就職活動

以下の方法で対象事業者を検索・応募してください。

※応募、問い合わせの際は

「障害福祉サービス等職員就業促進事業希望」とお伝えください。

※各事業者が定める採用試験・面接等を受けていただきます。

※詳しい労働条件や、採用までの流れは各事業者へお問い合わせください。

求人サイトや
チラシを見ての
直接応募もOK!

人材センターHPから検索

人材センターのホームページに、対象となる事業者の一覧を掲載しています。応募希望の事業者へ直接ご連絡ください。

ハローワークから検索・応募

お近くのハローワークまたはハローワークインターネットサービスを利用して応募できます。

対象となる事業所の求人票には「東京都障害福祉サービス等職員就業促進事業」と記載があります。

STEP

2

就 職

事業者と有期雇用契約を締結

※遅くとも令和8年11月1日までに就業することが必要です。

※応募状況によっては事業終了が早まる可能性があります。



STEP

3

勤務及び研修受講

障害福祉サービス等事業所で
直接支援業務 + 研修受講

就 労 先

本事業を利用できるサービス種別・就労先は、人材センターHPに掲載されている「対象事業所一覧」をご確認ください。

研修受講



◎本事業で受講できる研修は表面記載の「受講対象研修」のうちのいずれか1つです。

◎研修によっては、実務要件等の受講要件が定められているものもあります。

◎受講する研修は、就労先の事業者と相談のうえ決定となります。

◎受講可能な研修種類は就労先によって異なりますので、就労希望の事業者に個別にお問い合わせください。

◎研修の申込みや受講料の支払いは就労先となる事業者が行います。

◎本事業期間中は研修受講料の自己負担はありません。

◎事業期間内に研修を修了できなかった場合、事業期間外の継続受講及び補講等については、就労先と相談してください。

STEP

4

有期雇用契約期間終了 ▶ 事業者と合意で継続雇用へ

施設・事業所に応募、問い合わせる際には「障害福祉サービス等職員就業促進事業希望」とお伝えください。